

「道路整備特別会計」

「道路整備特別会計 平成 14 年度財務書類」

○ 道路整備特別特別会計 平成 14 年度財務書類

- 1 貸借対照表
- 2 業務費用計算書
- 3 資産・負債差額増減計算書
- 4 区分別収支計算書
- 5 注記
- 6 附属明細書
- 7 参考情報（機会費用）

特別会計全体の業務等についての情報

1. 道路整備特別会計の設置目的

道路整備は、道路整備五箇年計画に基づき、揮発油税、自動車重量税等の特定財源（揮発油税収の1/4相当額以外は、一般会計より受入）、地方公共団体の直轄負担金等多様な財源を確保しつつ進めているところであり、道路整備特別会計は、これら道路整備事業に関する政府の経理を明確にするため、昭和33年度に設置された。

・根拠条文

道路整備特別会計法（昭和33年 法律第35号）

第1条（設置）

第1項 道路整備緊急措置法第3条の規定により、揮発油税の収入額に相当する金額及び石油ガス税の収入額の二分の一に相当する金額を同法第2条の道路整備五箇年計画の実施に要する経費で国が支弁するものの財源に充てて行う道路整備事業（同条第1項に規定する道路の新設、改築、維持及び修繕（以下「道路の整備」という。）に関する事業で国が行うもの並びに道路の整備に関する事業に要する費用についての国の負担金その他の経費の交付及び資金の貸付けをいう。）に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

※注：本項は平成15年4月1日に改正されている。

現行規定

第1項 道路整備事業（道路整備費の財源等の特例に関する法律第3条第1項の規定により、揮発油税の収入額に相当する金額及び石油ガス税の収入額の二分の一に相当する金額をその実施に要する国が支弁する経費に充てることとされている同法第2条に規定する道路の新設、改築、維持及び修繕（以下「道路の整備」という。）に関する事業で国が行うもの並びに道路の整備に関する事業に要する費用についての国の負担金その他の経費の交付及び資金の貸付けをいう。以下同じ。）に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

2. 道路整備特別会計の特質

道路整備特別会計は、道路整備五箇年計画の実施に係る経理を明確にすることが目的であることから、原則として、地方単独事業を除く、北海道、沖縄、離島、その他の道路事業、街路事業、道路用の建設機械整備、工事諸費等の経費は、すべてこの特別会計の歳出として計上される。

しかし、日本道路公団等の実施する有料道路事業は、資金の大部分を財投資金、縁故債、公営企業債等でまかなうため、当特別会計に計上されるのは、公団等に対する出資金、利子補給金及び無利子貸付金等である。北海道開発局、沖縄総合事務局の使用する道路分の工事諸費は、一般会計に計上されている。附帯工事、受託工事等に係る費用については、当特別会計で経理されている。

なお、当特別会計は、道路事業等の工事に関する経理を明確にするために設けられた会計であり、当特別会計が整備する公共用財産（一般国道）は完成後に一般会計に帰属することになる。

3. 道路整備特別会計が経理している業務

- ① 道路整備五箇年計画に基づき行われる道路の新設、改築、維持及び修繕に関する事業で国が行うもの（直轄事業）
- ② 道路整備五箇年計画に基づき行われる道路の新設、改築、維持及び修繕に関する事業に要する費用についての国の負担金その他の経費の交付（補助事業等）
- ③ 道路整備五箇年計画に基づき行われる道路の新設、改築、維持及び修繕に関する事業に要する費用についての資金の貸付け（貸付事業）
- ④ 道路の整備に関する事業で国が行うものに密接に関連のある工事のうち国以外の者がその費用の全額を負担し、国が直轄で施行するもの（附帯工事）
- ⑤ 国が委託に基づき施行するもの（受託工事）

・ 根拠条文

道路整備特別会計法（昭和33年 法律第35号）

第1条（設置）

第2項 この会計においては、前項で定めるもののほか、道路の整備に関する事業で国が行うものに密接に関連のあるものであって、道路法第38条第1項に規定する道路の占用に関する工事、同法第58条第1項に規定する道路に関する工事若しくは道路の維持又は同法第59条第1項に規定する他の工事に該当するものうち国以外の者がその費用の全額を負担し、国が直轄で施行するもの（以下「附帯工事」という。）及び国が委託に基づき施行するもの（以下「受託工事」という。）に関する経理をも行うものとする。

4. 他勘定、他会計、特殊法人等及び公益法人との間の業務等の関係及び財政資金の流れ

揮発油税	道 路 整 備 特 別 会 計	道路事業費等…直轄事業	→ 地方公共団体等 → 地方公共団体 → 土木研究所 → 公団等 → 地方道路公社等 → 地方道路公社等
一般会計からの受入		補助事業	
産業投資特別会計からの受入		地方道路整備臨時交付金	
借入金		独立行政法人土木研究所運営費等	
地方負担金		日本道路公団等事業助成費	
附帯工事費負担金収入		有料道路整備等整備資金貸付金	
受託工事費納付金収入		道路事業資金貸付金等	
前年度剰余金		附帯工事費	
雑収入		受託工事費	
		道路事業工事諸費等	
	産業投資特別会計へ繰入		
	国債整理基金特別会計へ繰入		

・ 根拠条文

道路整備特別会計法（昭和33年 法律第35号）

第3条（歳入及び歳出）

この会計においては、次条の規定により地方道路整備臨時交付金の交付に要する費用の財源に充てられる揮発油税の収入、第4条の規定による一般会計からの繰入金、道路法第49条若しくは第50条第1項、第2項本文若しくは第3項、道路の修繕に関する法律第2条第3項ただし書、共同溝の整備等に関する特別措置法第22条第1項、交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法第10条第1項〔注：平成15年4月、「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律第6条第1項」に改正〕、沖縄振興特別措置法第106条第5項又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法第22条第1項若しくは第3項の規定に基づく都道府県等の負担金（以下「地方負担金」という。）、道路法第31条第1項、第55条第1項、第58条第1項、第59条第1項若しくは第3項若しくは第62条、共同溝の整備等に関する特別措置法第20条第1項若しくは第21条又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法第7条第1項（同法第8条第3項において準用する場合を含む。）、第13条第1項若しくは第19条の規定による国以外の者の負担金、道路法第61条第1項の規定により国土交通大臣が徴収する受益者負担金、受託工事に係る納付金、第10条第1項の規定による借入金、道路整備特別措置法第8条の3第1項、幹線道路の沿道の整備に関する法律第11条第1項若しくは第13条の4第1項、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法第3条第1項、民間都市開発の推進に関する特別措置法第5条第1項、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第13条又は都市再生特別措置法第30条第1項の規定による貸付金の償還金、独立行政法人土木研究所法第13条第3項の規定による納付金及び附属雑収入をもってその歳入とし、道路整備事業に要する費用、附帯工事に要する費用及び受託工事に要する費用（これらの事業及び工事のうち国が北海道又は沖縄県で行うものに係る職員の給与に要する費用その他の工事事務費その他第5条第1項の規定による一般会計への繰入金に相当する費用を除く。）、第10条第1項の規定による借入金の償還金及び利子、第5条第1項の規定による一般会計への繰入金並びに附属諸費をもってその歳出とする。

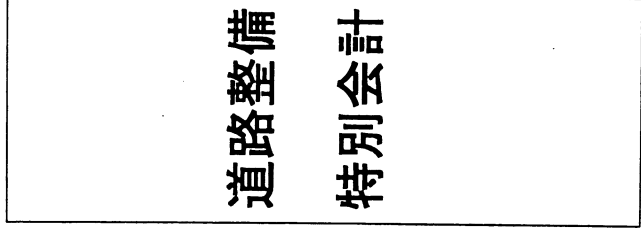
道路整備特別会計のしくみ(平成14年度決算)

[歳入]

(単位: 億円)	
揮発油税	7,102
一般会計より受入	27,026
揮発油税・石油ガス税	20,318
一般分	6,707
産業投資特別会計より受入	3,603
地方公共団体工事費負担金収入	7,377
その他	996
償還金収入	436
附帯工事費負担金収入	677
受託工事納付金収入	8,917
前年度剰余金	286
雑収入	56,422
歳入合計	7,933

[歳出]

(単位: 億円)	
道路事業費等	34,822
地方道路整備臨時交付金	7,099
独立行政法人土木研究所運営費等	14
首都高速道路公団等事業助成費	867
有料道路整備等資金貸付金	2,110
道路事業資金貸付金等	966
附帯工事費	458
受託工事費	708
道路事業工事諸費等	807
産業投資特別会計へ繰入	558
国債整理基金特別会計へ繰入	74
歳出合計	48,488



歳入歳出差額
7,933

「道路整備特別会計 平成14年度財務書類」

貸借対照表

(単位:百万円)

	前会計年度 (平成14年3月31日)		本会計年度 (平成15年3月31日)			前会計年度 (平成14年3月31日)		本会計年度 (平成15年3月31日)	
	<資産の部>						<負債の部>		
現金・預金		892,076		793,565	未払金	53,883		52,791	
未収金		2,679		2,853	未払費用	1		-	
未収収益		405		319	保管金等	351		208	
前払費用		62		63	前受金	23,545		14,730	
貸付金		1,800,425		2,156,988	賞与引当金	2,667		2,906	
その他の債権等		80,270		3,464	借入金	7,174		-	
貸倒引当金		△ 117		△ 119	退職給付引当金	118,628		114,453	
有形固定資産		904,436		889,938	他会計繰戻未済金	1,302,713		1,607,235	
国有財産(公共用財産を除く)		340,403		340,044	その他の債務等	29,333		30,677	
土地		184,901		184,608					
立木竹		224		229	負債合計	1,538,299		1,823,004	
建物		91,819		92,560	<資産・負債差額の部>				
工作物		60,185		59,945	資産・負債差額	4,851,380		4,658,187	
船舶		1		2					
建設仮勘定		3,271		2,699					
公共用財産		404,490		399,483					
建設仮勘定		404,490		399,483					
物品		159,542		150,409					
無形固定資産		7,040		6,420					
出資金		2,702,398		2,627,697					
資産合計		6,389,679		6,481,192	負債及び資産・負債差額合計	6,389,679		6,481,192	

業務費用計算書
(自:平成14年4月1日 至:平成15年3月31日)

(単位:百万円)

人件費	64,247
賞与引当金繰入額	2,906
退職給付引当金繰入額	895
道路整備費	2,417,643
補助金等	1,723,787
委託費	206
運営費交付金	1,308
一般会計への繰入	199
郵政事業特別会計への繰入	1
庁費等	6,960
その他の経費	1,772
減価償却費	30,186
貸倒引当金繰入額	128
支払利息	233
出資金評価損	161,234
本年度業務費用合計	4,411,714

資産・負債差額増減計算書
(自:平成14年4月1日 至:平成15年3月31日)

(単位:百万円)

I	前年度末資産・負債差額	4,851,380
		△ 4,411,714
II	本年度業務費用合計	
III	財源	4,218,521
	1 自己収入	809,635
	地方公共団体工事費負担金収入	737,710
	受託工事費納付金収入	29,690
	附帯工事費負担金収入	24,552
	手数料収入	10,201
	運用益	1,909
	その他の財源	5,571
	2 目的税等収入	710,200
	目的税(揮発油税)収入	710,200
	3 他会計(勘定)からの受入	2,698,686
	一般会計からの受入	2,698,686
IV	無償所管換等	-
V	資産評価差額	-
VI	その他資産・負債差額の増減	-
VII	本年度末資産・負債差額	4,658,187

区分別収支計算書
(自:平成14年4月1日 至:平成15年3月31日)

(単位:百万円)

I 業務収支	
1 財源	
地方公共団体工事費負担金収入	737,710
受託工事費納付金収入	67,707
附帯工事費負担金収入	43,609
資産売払収入	79
貸付金の回収による収入	99,633
運用収入	1,960
その他の収入	26,609
目的税(揮発油税)収入	710,200
一般会計からの受入	2,702,608
産業投資特別会計からの受入	360,394
前年度剰余金受入	891,725
財源合計	5,642,239
2 業務支出	
(1) 業務支出(施設整備支出を除く)	
人件費	△ 71,985
道路整備費	△ 2,369,065
補助金等	△ 1,724,694
委託費	△ 206
運営費交付金	△ 1,308
一般会計への繰入	△ 199
産業投資特別会計への繰入	△ 55,873
郵政事業特別会計への繰入	△ 1
貸付けによる支出	△ 456,179
出資による支出	△ 86,533
庁費等の支出	△ 7,145
その他の支出	△ 1,772
業務支出(施設整備支出を除く)合計	△ 4,774,967
(2) 施設整備支出	
土地に係る支出	△ 1,070
建物等に係る支出	△ 65,434
施設整備支出合計	△ 66,505
業務支出合計	△ 4,841,472
業務収支	800,767
II 財務収支	
借入金の返済による支出	△ 7,174
利息の支払額	△ 235
財務収支	△ 7,410
本年度収支	793,357
翌年度歳入繰入	793,357
収支に関する換算差額	-
資金本年度末残高	-
その他歳計外現金・預金本年度末残高	208
本年度末現金・預金残高	793,565

(1) 注記

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

国有財産法の適用がある資産は、建物、工作物、船舶毎の合計価額を定率法により減価償却を行っている。また、物品については、合計価額を定額法により減価償却を行っている。

②無形固定資産

ソフトウェアについては、利用可能期間の開発費等の累計を資産価格とし、利用期間に基づく定額法により減価償却を行っている。

(2) 出資金

市場価格のないものについては、個別法による原価法によっている。

(3) 引当金の計上基準、計算方法

①貸倒引当金

不納欠損を生じている雑入等債権の過去3年間の不納欠損実績を基に算出した額を計上している。

②賞与引当金

職員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当期に負担する金額を下記の計算方法により計上している。

期末手当 翌年度期末手当予算額×6月期支給割合／年間支給割合×1/3

勤勉手当 翌年度勤勉手当予算額×6月期支給割合／年間支給割合×4/6

③退職給付引当金

1)退職手当に係る退職給付引当金

職員の退職金の支払いに備えるため期末自己都合要支給額を下記の計算方法により算出している。

勤続年数階層毎人員数×平均俸給額×自己都合退職手当支給率

2)恩給給付金

恩給給付費のうち、当会計の負担分について、将来給付見込額の割引現在価値額を計上している。

3)整理資源

国家公務員共済年金のうち、整理資源（昭和34年10月以前の恩給公務員期間に係る給付分）については将来給付見込額の割引現在価値額を計上している。

4)国家公務員災害補償年金

国家公務員災害補償金法に基づく補償のうち、職員が死亡した場合に支給される遺族年金の支払いに備えるため、将来給付見込額（支給率×平均給与）の割引現在価値を計上している。

(4) その他財務書類作成のための基本となる重要事項

①貸借対照表について

・公共用財産（一般国道）

道路整備特別会計は、道路事業等の工事に関する経理を明確にするため設けられた特別会計であり、当会計が整備する公共用財産（一般国道）は、完成後「一般会計」の財産に帰属することになる。

したがって当会計においては、特別会計が完成後所有権を取得する事務所や宿舍等の公用財産のみを貸借対照表の資産に計上し、公共用財産については貸借対照表には計上を行っていない。

なお、当会計で実施した事業の成果を明らかにするため、道路事業等により整備した公共用財産について参考資料として添付した。

②区分別収支計算書について

・施設整備収支

当会計では収入別に施設整備の経理を行っていないため、資産売却収入を除く各収入額が歳入額に占める割合に応じてその相当分を算出している。

2. 偶発債務

(単位：百万円)

名称等（訴訟名）	金額	事件番号	概要（簡単な説明、今後の予定等）
平成15年（ネ）第18号 国道4号排水溝不備 損害賠償請求控訴事件	6	仙台高裁 平成15年（ネ）第18号	第一審（福島地裁）にて被告国勝訴 原告が控訴して現在審理中
平成14年（ワ）第31号 国道13号刈和野バイパス 営業補償請求事件	25	秋田地裁 平成14年（ワ）第31号	現在審理中
平成15年（ネ）第721号 東京訴訟（第一次）	2,238	東京高裁 平成15年（ネ）第721号	第一審（東京地裁）にて被告国一部 敗訴 原告、被告とも控訴して現在審理中
平成9年（ワ）第11018号 東京訴訟（第二次）	2,200	東京地裁 平成9年（ワ）第11018号	現在審理中
平成10年（ワ）第23720号 東京訴訟（第三次）	2,805	東京地裁 平成10年（ワ）第23720号	現在審理中
平成12年（ワ）第24148号 東京訴訟（第四次）	4,416	東京地裁 平成12年（ワ）第24148号	現在審理中
平成13年（ワ）第58号 国道475号沈砂池転落事故 損害賠償請求事件	48	名古屋地裁 平成13年（ワ）第58号	現在審理中
平成14年（ワ）第17903号 国道1号静岡バイパス丸子薬科トンネル 貨物自動車衝突事故損害賠償請求事件	63	東京地裁 平成14年（ワ）第17903号	現在審理中
平成13年（ワ）第1853号 国道25号中央分離帯転落事故 損害賠償請求事件	95	京都地裁 平成13年（ワ）第1853号	現在審理中
平成14年（ワ）第516号 国道43号特車基地設置工事 損害賠償請求事件	115	神戸地裁 平成14年（ワ）第516号	現在審理中
平成11年（ワ）第2号 国道9号ため池転落事故 損害賠償請求事件	46	松江地裁 平成11年（ワ）第2号	現在審理中
平成14年（ワ）第1295号 国道2号西広島バイパス延伸工事 工事差止等請求事件	340	広島地裁 平成14年（ワ）第1295号	現在審理中
平成14年（ネ）第474号 国道34号側溝転落死亡事故 損害賠償請求控訴事件	40	福岡高裁 平成14年（ネ）第474号	第一審（長崎地裁）にて被告国勝訴 原告が控訴して現在審理中
平成13年（ワ）第214号 国道497号 損害賠償請求事件	585	福岡地裁 平成13年（ワ）第214号	現在審理中
平成14年（行ウ）第18号 国道209号 損失補償金請求事件	27	福岡地裁 平成14年（行ウ）第18号	現在審理中
合計	13,054		

3. 翌年度以降支出予定額

(1) 歳出予算の繰越

平成14年度末の「歳出予算の繰越債務負担額」の翌年度への繰越債務額は1,034,572百万円である。

(2) 国庫債務負担行為による負担額

平成14年度末の国庫債務負担行為による翌年度以降への繰越債務額は906,413百万円である。

4. 追加情報等

(1) 出納整理期間について

当特別会計では出納整理期間が設けられている。このため出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

(2) 各財務書類における表示科目の内容等

①貸借対照表における表示科目

- ・「現金・預金」には、決算剰余金、会計年度末における契約保証金に係る受入残高を計上している。
- ・「未収金」には、一般会計国税収納整理基金からの消費税還付金、公益事業者等からの公共事業費受益者負担金等を計上している。
- ・「未収収益」には、道路開発資金貸付金未収利息を計上している。
- ・「前払費用」には、自賠償保険に係る未経過保険料等を計上している。
- ・「貸付金」には、公益事業者等に対する道路開発等資金貸付金、日本道路公団に対する道路事業資金収益回収特別貸付金等を計上している。
- ・「その他の債権等」には、石油税決算調整金等を計上している。
- ・「貸倒引当金」には、会計年度末の債権に係る回収不能見込額を計上している。
- ・「土地」には、主に、国道事務所、公務員宿舎等に係るものを計上している。
- ・「立木竹」には、道路区域に係る立木竹を計上している。
- ・「建物」には、国道事務所、公務員宿舎等を計上している。
- ・「工作物」には、庁舎等に付随するブロック塀、柵等を計上している。
- ・「船舶」には、工事の施行に必要な船舶を計上している。
- ・「建設仮勘定」（国有財産）には、会計年度末に未完成の工事等に係る前払金相当額を計上している。
- ・「建設仮勘定」（公共用財産）には、会計年度末に未完成の工事等に係る前払金相当額を計上している。
- ・「物品」には、取得価格又は見積価格が50万円以上の重要物品を計上している。
- ・「無形固定資産」には、特許権、電話加入権、ソフトウェア等を計上している。
- ・「出資金」には、日本道路公団、首都高速道路公団等に対する出資を計上している。
- ・「未払金」には、地方公共団体に対する補助率差額、一般会計国税収納整理基金に対する未払消費税等を計上している。
- ・「未払費用」には、資金運用部資金からの借入金に対する未払利息を計上している。
- ・「保管金等」には、会計年度末における契約保証金に係る受入残高を計上している。
- ・「前受金」には、受託及び附帯工事収納済繰越額を計上している。
- ・「賞与引当金」には、翌会計年度6月に支給される賞与（期末手当、勤勉手当）の支給見込額のうち、当会計年度に帰属する部分を計上している。
- ・「借入金」には、当会計年度末における資金運用部資金からの借入金残高を計上している。
- ・「退職給付引当金」には、退職手当（退職一時金）、整理資源（昭和34年10月以前の恩給公務員期間に係る給付）、国家公務員災害補償年金（国家公務員災害補償法に基づく補償のうち職員が死亡した場合に支給される遺族補償年金）に係る退職給付のうち当会計年度末に発生していると認められる額を計上している。
- ・「他会計繰戻未済金」には、「道路整備特別会計法」附則第19項、第21項及び第24項の規定に基づき、産業投資特別会計に繰り入れることになっている額を計上している。
- ・「その他の債務等」には、揮発油税決算調整額、石油税決算調整額を計上している。
- ・「資産・負債差額」には、本会計年度末の資産と負債の差額を計上している。

②業務費用計算書における表示科目

- ・「人件費」には、職員の給与手当、国家公務員共済組合負担金等を計上している。
- ・「賞与引当金繰入額」には、翌会計年度6月に支給される賞与（期末手当、勤勉手当）の支給見込額のうち、当会計年度に帰属する部分を計上している。
- ・「退職給付引当金繰入額」には、当会計期間に発生した退職給付に係る費用の増加額を計上している。
- ・「道路整備費」には、国が施行する道路事業の整備に要した額等を計上している。
- ・「補助金等」には、地方公共団体等が施行する道路事業等の事業費の一部を地方公共団体等へ補助した金額等を計上している。
- ・「委託費」には、国が施行する道路事業等に際し、必要となる用地等の買収及び補償事務の一部を委託するために、地方公共団体等へ支出した金額等を計上している。
- ・「運営費交付金」には、独立行政法人土木研究所の行う業務のうち「独立行政法人土木研究所法」第12条第2号に規定する業務の財源に充てるため、同研究所に対し交付した額を計上している。
- ・「一般会計への繰入」には、
 - a 失業している国家公務員であった者の退職手当が雇用保険法の失業給付に満たない場合において、その差額分を一括して一般会計から支給するための財源を一般会計へ繰入（失業者退職手当負担金）
 - b 恩給法の廃止（昭和33年3月1日）から共済組合法の施行（昭和34年9月30日）の間に当会計により支払うべきであった恩給を一括して一般会計から支給するための財源を一般会計へ繰入（恩給負担金）を計上している。
- ・「郵政事業特別会計への繰入」には、郵便局を通じ、国庫金の受け渡しを行った場合等にかかる手数料を郵政事業特別会計へ繰り入れている額を計上している。
- ・「庁費等」には、物件費及び資産計上されない固定資産の購入額を計上している。
- ・「その他の経費」には、独立掲記した勘定科目以外に当会計年度に発生した費用の合計額を計上している。
- ・「減価償却費」には、有形固定資産、無形固定資産に係る減価償却費を計上している。
- ・「貸倒引当金繰入額」には、会計年度末の債権に係る回収不能見込額の増加額を計上している。
- ・「支払利息」には、資金運用部資金からの借入金に対する利息を計上している。
- ・「出資金評価損」には、出資金に係る強制評価減額を計上している。

③資産・負債差額増減計算書における表示科目

- ・「前年度末資産・負債差額」には、前年度の貸借対照表の資産・負債評価差額を計上している。
- ・「本年度業務費用合計」には、当会計年度に発生した業務費用合計額を計上している。
- ・「地方公共団体工事費負担金収入」には、国が施行する道路事業に必要な経費のうち、「道路法」に基づき、地方公共団体が負担する負担金の受入額を計上している。
- ・「受託工事費納付金収入」には、地方公共団体等から道路工事等を受託することによる納付金の受入額を計上している。
- ・「附帯工事費負担金収入」には、国が施行する道路工事に伴い必要となる附帯工事について、公益事業者等が負担する負担金の受入額等を計上している。
- ・「手数料収入」には、道路占用物件に対する許可料、特殊車両通行許可に対する許可料を計上している。
- ・「運用益」には、道路開発資金貸付金の利子収入等を計上している。
- ・「その他の財源」には、建物及び物件、公務員宿舍等の貸付料等を計上している。
- ・「目的税（揮発油税）収入」には、「道路整備特別会計法」第3条の2の規定に基づき、「道路整備費の財源等の特例に関する法律」第5条第2項に規定する揮発油税収入見込額の4分の1に相当する額を計上している。
- ・「一般会計からの受入」には、道路整備事業に要する経費の財源に充てるための「道路整備特別会計法」第4条の規定による一般会計からの受入額を計上している。
- ・「本年度末資産・負債差額」には、本年度の貸借対照表の資産・負債差額を計上している。

④区分別収支計算書における表示科目

- ・「地方公共団体工事費負担金収入」には、国が施行する道路事業に必要な経費のうち、「道路法」に基

づき、地方公共団体が負担する負担金の受入額を計上している。

- ・「受託工事費納付金収入」には、地方公共団体等から道路工事等を受託することによる納付金の受入額を計上している。
- ・「附帯工事費負担金収入」には、国が施行する道路工事に伴い必要となる附帯工事について、公益事業者等が負担する負担金の受入額等を計上している。
- ・「資産売却収入」には、不用となった物品の売り払い収入額を計上している。
- ・「貸付金の回収による収入」には、道路開発資金貸付金等の償還額を計上している。
- ・「運用収入」には、道路開発資金貸付金等の利子収入額を計上している。
- ・「その他の収入」には、建物及び物件、公務員宿舎等の貸付料等を計上している。
- ・「目的税（揮発油税）収入」には、「道路整備特別会計法」第3条の2の規定に基づき、「道路整備費の財源等の特例に関する法律」第5条第2項に規定する揮発油税収入見込額の4分の1に相当する額を計上している。
- ・「一般会計からの受入」には、道路整備事業に要する経費の財源に充てるための「道路整備特別会計法」第4条の規定による一般会計からの受入額を計上している。
- ・「産業投資特別会計からの受入」には、道路整備事業に要する経費の財源及び資金の貸付の財源に充てるための「日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」第7条第5項及び第6項の規定による産業投資特別会計からの受入額を計上している。
- ・「前年度剰余金受入」には、「道路整備特別会計法」第16条の規定による前年度の決算上の剰余金を計上している。
- ・「人件費」には、職員の給与手当、国家公務員共済組合負担金等を計上している。
- ・「道路整備費」には、国が施行する道路事業の整備に要した額等を計上している。
- ・「補助金等」には、地方公共団体等が施行する道路事業等の事業費の一部を地方公共団体等へ補助した金額等を計上している。
- ・「委託費」には、国が施行する道路事業等に際し、必要となる用地等の買収及び補償事務の一部を委託するために、地方公共団体等へ支出した金額等を計上している。
- ・「運営費交付金」には、独立行政法人土木研究所の行う業務のうち「独立行政法人土木研究所法」第12条第2号に規定する業務の財源に充てるため、同研究所に対し交付した額を計上している。
- ・「一般会計への繰入」には、
 - a 失業している国家公務員であった者の退職手当が雇用保険法の失業給付に満たない場合において、その差額分を一括して一般会計から支給するための財源を一般会計へ繰入（失業者退職手当負担金）
 - b 恩給法の廃止（昭和33年3月1日）から共済組合法の施行（昭和34年9月30日）の間に当会計により支払うべきであった恩給を一括して一般会計から支給するための財源を一般会計へ繰入（恩給負担金）を計上している。
- ・「産業投資特別会計への繰入」には、「道路整備特別会計法」附則第19項の規定に基づき、貸付金の償還金等に相当する金額を産業投資特別会計へ繰り入れる金額を計上している。
- ・「郵政事業特別会計への繰入」には、郵便局を通じ、国庫金の受け渡しを行った場合等にかかる手数料を郵政事業特別会計へ繰入れている額を計上している。
- ・「貸付けによる支出」には、公益事業者、日本道路公団等に対する貸付額を計上している。
- ・「出資による支出」には、日本道路公団、首都高速道路公団等に対する出資額を計上している。
- ・「庁費等の支出」には、物件費及び資産計上されない固定資産の購入額を計上している。
- ・「その他の支出」には、独立掲記した勘定科目以外の当会計年度における支出額を計上している。
- ・「土地に係る支出」には、土地の購入額を計上している。
- ・「建物等に係る支出」には、建物等の購入額を計上している。
- ・「借入金の返済による支出」には、資金運用部資金からの借入金に対する当年度返済額を計上している。
- ・「利息の支払額」には、資金運用部資金からの借入金に対する利息に係る支払額を計上している。
- ・「その他歳計外現金・預金本年度末残高」には、会計年度末における契約保証金に係る受入残高を計上している。

(4) その他財務書類の内容を理解するために特に必要と考えられる情報

金額の単位は100万円単位とし、単位未満は切捨て処理を行っているため、合計は一致しないことがある。
100万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。

附属明細書

1. 貸借対照表項目に関する明細

(1) 資産項目の明細

① 未収金の明細

未収金の明細		(単位:百万円)	
内容	相手先	本年度末残高	本年年度末残高
公共事業受託等負担金	会社等	945	
物件使用料	会社等	160	
閉書館賃金	会社等	404	
消費税込付金	一般社会団税納付整理基金	1,245	
その他	-	88	
合計		2,853	

② 貸付金の明細

貸付金の明細		(単位:百万円)			
貸付先	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高	貸付事由等
日本道路公社	35,168	1,770	5,089	31,849	道路事業資金回収取特別貸付
本州四国連絡道路公社	80,752	180,000	58	260,693	本州四国連絡道路事業資金貸付
首都高速道路公社	204,835	28,038	11,821	221,045	道路事業資金回収取特別貸付
阪神高速道路公社	33,343	4,058	3,411	33,989	道路事業資金回収取特別貸付
横浜市建設公社	6,501	20	399	6,122	道路事業資金回収取特別貸付
地域振興建設公社	224	-	10	214	道路事業資金回収取特別貸付
地方公共団体	92,132	145,618	3,630	234,121	NTT-IP貸付金
地方道路公社	1,007,160	78,121	48,742	1,036,540	道路事業資金回収取特別貸付
(財)兵衛町市開港推進機構	74,911	382	7,926	67,366	道路事業資金回収取特別貸付
土地開発公社等	1,956	140	79	1,410	道路事業資金回収取特別貸付
財団法人等	18,220	10,018	7,405	20,834	道路事業資金回収取特別貸付
会社	6,880	-	1,151	5,729	道路事業資金回収取特別貸付
個人	236,683	5,125	6,736	235,072	道路事業資金回収取特別貸付
	2,260	-	260	1,999	道路事業資金回収取特別貸付
合計	1,800,425	453,292	96,729	2,156,988	

③ その他の債権等の明細

その他の債権等の明細		(単位:百万円)	
債権の種類	相手先	本年度末残高	債権の内訳等
石油貯蔵決算調整金	-	161	石油貯蔵決算調整金
その他		3,302	
合計		3,464	

市場価格のない出資金の純資産増等の明細

出資先	出資金額 (借入財産台帳価格)	資産 (A)	負債 (B)	純資産額 (C=A-B)	資本金 (D)	特別会社からの出 資額 (E)	出資割合 (F=E/D)%	純資産額によ る出損 (G=C×F)	貸借対照表計 上額	使用財産増減
日本道徳公園	2,283,828	34,311,183	28,649,012	5,768,170	2,284,866	2,283,828	98.99%	5,765,547	2,283,828	行役コスト計算
首都高京浜公園	341,347	5,780,122	5,015,973	744,448	682,894	341,347	90.00%	372,224	341,347	行役コスト計算
阪神高津道徳公園	0	3,804,043	3,870,214	△ 66,171	576,400	283,200	90.00%	△ 33,086	0	行役コスト計算
本州四国道徳公園	0	3,188,922	3,841,783	△ 652,860	926,815	602,886	66.12%	△ 426,116	0	行役コスト計算
一創助産	2,173	2,830	687	2,173	3,330	3,330	100.00%	2,173	2,173	法定財産増減
道徳塾塾生	361	9,823	2,187	7,432	7,598	351	4.63%	344	361	法定財産増減
北海道道徳士木研究所 合計	2,827,697	47,076,724	41,274,488	5,803,228	4,430,406	3,484,740		5,882,087	2,827,697	

※1 阪神高津道徳公園については、平成13年度、平成14年度において強制評価減を実施しており、「出資金額(借入財産台帳価格)」の欄には、出資金額ではなく、強制評価減実施後の価額を計上している。
なお、出資金額(平成14年度末残高)は763,200万円である。

※2 本州四国道徳公園については、平成13年度、平成14年度において強制評価減を実施しており、「出資金額(借入財産台帳価格)」の欄には、出資金額ではなく、強制評価減実施後の価額を計上している。
なお、出資金額(平成14年度末残高)は802,686万円である。

※3 独立行政法人土木研究所、道徳塾塾生については、平成14年度において強制評価減を実施しており、「出資金額(借入財産台帳価格)」の欄には、出資金額ではなく、強制評価減実施後の価額を計上している。
なお、出資金額(平成14年度末残高)は33,330万円である。

(2) 負債項目の明細

① 未払金の明細

未払金の明細

内容	相手先	本年産末残高
補助金返付金	地方公共団体	92,856
公費返付金	個人	17
借入金	個人	21
未払賃料	一般会社(借取期間)	194
戻付に未払金	個人	0
合計		92,791

② 借入金の明細

借入金の明細

借入金	借入金	前年度末残高	本年産初残高	本年産減少額	本年産末残高
資本金増		7,174	7,174	-	-
合計		7,174	7,174	-	-

③ その他の債務等の明細

その他の債務等の明細

債権の種類	相手先	本年産末残高
借入金		30,630
石原裕次郎基金		48
合計		30,677

2. 業務費用計算書

(1) 補助金等の明細

補助金等の明細					(単位:百万円)
内容	相手先	金額	支出目的	連結対象の有無	
補助金	地方公共団体	1,011,293	事業費等の補助	無	
	特殊法人・認可法人	2,196	事業費等の補助	無	
	独立行政法人	118	施設整備費の補助	無	
	計	1,013,609			
交付金	地方公共団体	709,978	事業費等の交付	無	
	計	709,978			
補給金	特殊法人・認可法人	199	特殊法人の業務の円滑な運営等に資するた め	無	
	計	199			
合計		1,723,787			

(2) 委託費等の明細

委託費等の明細					(単位:百万円)
内容	相手先	金額	支出目的	連結対象の有無	
委託費	その他	206	調査・研究等の委託	無	
	計	206			
運営費交付金	独立行政法人	1,308	運営費交付金の交付	無	
	計	1,308			
合計		1,515			

3. 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細

(1)その他の財源の明細

財源の明細		(単位:百万円)
款	項	金額
雑収入	雑収入	5,571

4. 区分別収支計算書の内容に関する明細

(1) その他の収入の明細

(単位:百万円)

款	項	金額
雑収入	雑収入	26,609

(2) その他歳計外現金・預金の明細

その他歳計外現金・預金の増減の明細

(単位:百万円)

	金額
前年度末残高	354
本年度受入	208
本年度払出	354
本年度末残高	208

(3)参考情報

① 機会費用に関する情報

・貸付金の原資等としての受入金に係る機会費用

産業投資特別会計から無利子貸付金及び直轄で施行する改革推進公共投資各事業の財源として受入れた額に、年度末時点(平成15年3月)における10年もの国債の利回り(0.700%)を乗じて算出した。

$$\begin{array}{rcl} \text{貸付金財源受入金期末残高} & \times & \text{年度末の10年もの国債の利回り} \\ 1,607,235 \text{ 百万円} & & 0.700\% \\ & & = \\ & & \text{機会費用} \\ & & 11,250 \text{ 百万円} \end{array}$$

② 公共用財産(一般国道)に関する情報

施設は、取得原価(新設改良費等)の定額法(耐用年数48年)により減価償却後の評価額を算出した。用地は、施設の耐用年数分の用地費等を累計して算出した。具体的には、財務省作成「国の貸借対照表作成の基本的考え方」の手法によった。

(単位:百万円)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	本年度末残高
施設	33,774,370	2,227,954	321	894,267	35,107,736
用地	15,220,954	615,140	908	—	15,835,186
公共財産	48,995,324	2,843,094	1,229	894,267	50,942,922

注) 1 地方公共団体(補助事業、単独事業)負担分を含む。

2 一般会計に帰属するため、一般会計で支弁する災害復旧費を含む。

3 計数については「建設業務統計年報」等の数値を使用し推計した。